諮問番号:諮問第32号

答申番号:答申第32号

答申書

第1 審査会の結論

福岡市西福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が審査請求人に対して行った生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第63条の規定に基づく保護費の返還決定処分(以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。特別障害者手当の手続を行ったことは、平成 26 年 4 月上旬、処分庁に報告しており、審査請求人自身にミスはなかったと思う。特別障害者手当の申請に対する結果通知までに期間があり、また、平成 26 年 7 月中旬頃、結果通知が届いた際に審査請求人は入院していたので、特別障害者手当のことを処分庁に伝え忘れていたのかもしれない。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたものであるので、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

法に基づく生活保護の実施に係る事務は法定受託事務であるため、本件審査請求の争点は、本件処分が、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知等に沿って適正に行われたかという点になることから、以下判断する。

1 法第63条に基づく返還決定について

特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づき支給さ

れる特別障害者手当は、国からの通知において、実際の受給額を収入として認定するとされているところ、審査請求人の世帯においては、平成26年8月から特別障害者手当を受給していたにもかかわらず、特別障害者手当についての収入認定がなされずに保護費が支給されているため、法第63条の「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」場合に該当すると認められる。

審査請求人の世帯は、特別障害者手当について受給を開始した平成26年8月から収入認定が開始される平成29年3月までに、当該期間に受給した特別障害者手当の金額以上の保護費の支給を受けているととともに、当該手当を得るために必要な経費、その他返還を求めるに当たって控除すべき金額も認められない。よって、処分庁が審査請求人の世帯が受給した特別障害者手当の全額を返還決定額とした本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、特別障害者手当の受給について、処分庁に報告していた旨主張している。確かに、処分庁が、平成26年6月に審査請求人の二男に係る療育手帳の等級がA1に変更されたことを確認したこと、平成27年9月には審査請求人の世帯が重度障害者加算の認定基準に該当していることを確認したこと、及び重度障害者加算が認定される程度の障害の状態であれば特別障害者手当の受給の可能性があることは十分に推測できることからすると、処分庁が特別障害者手当の受給手続について積極的に関与することで、もう少し早期に収入認定ができたものと考えられる。

しかし、審査請求人が提出している収入申告書には、特別障害者手当についての記載がなく、審査請求人は収入申告の義務について認識していたと認められることからすると、当該収入申告書に基づいて特別障害者手当を収入認定しなかった処分庁の処理に違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張を採用することはできない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は 認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成 29 年 8 月 10 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、同年 9 月 5 日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、特別障害者手当の手続を行ったことは処分庁に報告しており、特別障害者手当の受給に伴う収入認定の遅れにより保護費の過払いが生じたことについて、審査請求人自身にミスはなかった旨主張している。

事件記録によれば、今回の収入認定の遅れについては、以下の事実が認められる。

- ・平成 26 年 6 月に、処分庁は、審査請求人の二男に係る療育手帳の等級がA1に変更 されたことを確認したこと。
- ・平成 27 年 9 月に、処分庁は、審査請求人の世帯が重度障害者加算の認定基準に該当 していることを確認したこと。
- ・平成 29 年 2 月に、処分庁は、審査請求人の世帯が特別障害者手当を受給していることを把握したこと。
- ・審査請求人は、その世帯が特別障害者手当を受給することとなった後も、処分庁から 指摘を受けるまで当該手当について収入申告書に記載していなかったこと。

確かに、重度障害者加算が認定される程度の障害があれば、その者が特別障害者手当を受給することとなる可能性は大きいから、処分庁が、審査請求人の世帯に対しより積極的に関与していたならば、より早期に特別障害者手当の受給に伴う収入認定を行うことができ、その場合には、要返還額も少額に止まったであろうと考えられる。

他方で、上記認定のとおり、審査請求人は、特別障害者手当を受給することとなった後も、処分庁から指摘を受けるまで当該手当について収入申告書に記載していなかったのであるが、事件記録からは、処分庁において、審査請求人に対し、審査請求人の世帯が特別障害者手当を受給することが審査請求人の収入認定に何ら影響しない旨を表明した事実は認められないから、保護費の過払いについて、処分庁がこれを承認していたはずであるということもできない。

そうすると、審査請求人の世帯が特別障害者手当の受給を開始した後、実際に処分庁により特別障害者手当が収入認定されるまでの間の処分庁の事務処理について、上記認定のとおりの事情が認められるとしても、そこに違法又は不当な点があるとまではいえ

ず、審査請求人の主張を採用することはできない。

本件処分は、特別障害者手当の受給に伴う収入認定がなされていなかった結果、保護費に過払いが生じたため、処分庁が、法第63条にいう「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するとして、審査請求人に対し保護費の返還を求めたものである。これは、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿ったものであり、違法又は不当な点は認められない。

また、処分庁が返還を求める額についても、その額の算定に誤りはないと認められる。 そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は 認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対して 弁明書の提出依頼を行い、審査請求人に対して弁明書の送付及び反論書の提出依頼を行 ったことが認められ、その手続は適正なものと認められることから、審理員意見書を参 酌した上で本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1 のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会 第1部会

委員 岡本 博志

委員 倉員 央幸

委 員 塩 田 裕美子